

福岡地方最低賃金審議会
第2回福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

資料目次

資料No.1	令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿……………	1
資料No.2	各都道府県別特定最低賃金額（輸送用機械器具製造業関係）……	3
資料No.3	特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する意見書……………	5
資料No.4	令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳…………… （輸送用機械器具製造業）	9
資料No.5	令和2年 福岡県賃金実態調査結果…………… （輸送用機械器具製造業）	11

令和2年度 福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用
機械器具製造業最低賃金専門部会 委員名簿

種別	氏名	現職
公益代表委員	なかの ゆみこ 中野 由美子	社会保険労務士
	たかた あすか 高田 亜朱華	弁護士
	かやぬま みか 萱沼 美香	九州産業大学 経済学部 教授
労働者代表委員	よしむら じゅんじ 吉村 淳治	全日本自動車産業労働組合総連合会 福岡地協議長
	はまきま たけひろ 濱崎 健泰	トヨタ自動車九州労働組合 書記次長
	にしむら わたる 西村 渡	日産労連 九州・中四国地域本部 副本部長
使用者代表委員	よしおか ひでき 吉岡 秀樹	福岡県中小企業団体中央会 専務理事
	つぼね けんたろう 坪根 謙太郎	トヨタ自動車九州株式会社 人財開発部 労政室長
	ひがし としあき 東 俊明	日産自動車九州株式会社 取締役常務執行役員

各都道府県別特定最低賃金額

(令和元年度最賃額順)

(◎は最大値、●は最小値(0を除く))

加重平均額 941円

番号	都道府県名	最低賃金の名称	30年度最賃額	31年度最賃額	引上額	引上率	県最賃引上額	県最賃額 R1	県最賃額未済	県最賃額との差額	県最賃額との比率	特賃適用者数
1	兵庫(B)	輸送用機械器具製造業	954	975	21	2.20%	28	899		76	108.5%	11,910
2	大阪(A)	自動車・同附属品製造業	941	969	◎ 28	2.98%	28	964		5	100.5%	14,190
3	埼玉(A)	輸送用機械器具製造業	939	961	22	2.34%	28	926		35	103.8%	45,570
4	愛知(A)	輸送用機械器具製造業	936	955	19	2.03%	28	926		29	103.1%	276,030
5	香川(C)	輸送用機械器具製造業	928	953	25	2.69%	26	818		135	116.5%	5,060
6	静岡(B)	輸送用機械器具・一般機械	930	950	20	2.15%	27	885		65	107.3%	105,130
7	京都(B)	輸送用機械器具製造業	927	947	20	2.16%	27	909		38	104.2%	7,290
8	福岡(C)	輸送用機械器具製造業	923	944	21	2.28%	27	841		103	112.2%	22,950
9	三重(B)	輸送用機械器具製造業	921	941	20	2.17%	27	873		68	107.8%	31,320
10	山口(C)	輸送用機械器具製造業	909	936	27	2.97%	27	829		107	112.9%	15,260
11	愛媛(D)	輸送用機械器具製造業	910	935	25	2.75%	26	790		145	118.4%	4,910
12	滋賀(B)	輸送用機械器具製造業	914	934	20	2.19%	27	866		68	107.9%	8,570
13	岐阜(C)	輸送用機械(自)	910	930	20	2.20%	26	851		79	109.3%	16,980
14	岡山(C)	輸送用機械(自)	900	921	21	2.33%	26	833		88	110.6%	13,080
15	石川(C)	輸送用機械器具製造業	900	920	20	2.22%	26	832		88	110.6%	3,680
16	山梨(C)	輸送用機械器具製造業	896	918	22	2.46%	27	837		81	109.7%	3,090
17	栃木(B)	輸送用機械器具製造業	896	917	21	2.34%	27	853		64	107.5%	21,980
18	広島(B)	輸送用機械(自)	892	914	22	2.47%	27	871		43	104.9%	33,750
19	群馬(C)	輸送用機械器具製造業	886	908	22	2.48%	26	835		73	108.7%	40,390
20	熊本(D)	輸送用機械器具製造業	858	884	26	3.03%	28	790		94	111.9%	8,930
21	島根(D)	輸送用機械器具製造業	859	879	20	2.33%	26	790		89	111.3%	2,050
22	長崎(D)	輸送用機械器具製造業	861	875	● 14	● 1.63%	28	790		85	110.8%	7,890
23	大分(D)	輸送用機械器具製造業	853	875	22	2.58%	28	790		85	110.8%	8,490
24	秋田(D)	輸送用機械器具製造業	845	873	◎ 28	◎ 3.31%	28	790		83	110.5%	2,680
25	福島(D)	輸送用機械器具製造業	851	869	18	2.12%	26	798		71	108.9%	9,480
26	山形(D)	輸送用機械器具製造業	836	858	22	2.63%	27	790		68	108.6%	4,910
27	神奈川(A)	輸送用機械器具製造業	855	855			28	1011	○			
28	東京(A)	輸送用機械器具製造業	838	838			28	1013	○			

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 業種別

輸送用機械器具製造業

2 団体（会社の名称）

所在地

電話

3 意見発表者の職・氏名

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

（所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する産業全体の意見も含める）

1. 自動車産業は我が国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業であり産業を活性化させることが、日本全体の経済活性化、さらには地域経済の活性化に繋がるものである。

また、福岡県における適用労働者数は23,000名と昨年比(22,200名)100.4%と高止まりしており2015年対比では146%(15,700名)と福岡県内においても基幹産業で有ると共に雇用の高止まりがみられる。

2. 高い付加価値生産性を生み出す自動車産業において、不当に低廉な賃金が横行することは、産業内の公正な競争環境を阻害し、自らの高い付加価値生産性を毀損することにも繋がりがかねない、他産業に比べ産業内の賃金格差が大きい実態にある。全ての労働者の生活安定と事業の公正競争の確保を図るためには、賃金格差の是正に寄与すべく、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準への改善が不可欠である。

また、自動車工業会・部品工業会として、H19年に経済産業省が策定しその後改定された「自動車産業適正取引ガイドライン」に基づき、会員企業を中心として自主行動計画を作成し、「下請け中小企業振興法」に基づく「振興基準等の改正を踏まえ」適正取引をさらに一歩進めるために、「調達5原則」を「適正取引推進宣言」として表明し、サプライチェーン全体の適正化への姿勢を示し行動に移し3年となり、中小零細企業において、商品の適正価格や、人手不足及び最低賃金引き上げによる影響を加味した取引価格設定の土壌が浸透しつつある。

3. 2020年の総合生活改善の取り組みにおいては、過去6年の取り組みにおいて、自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図ることなどを通じて、日本経済・自動車産業全体を持ち上げ、健全で持続的な成長へとつなげるべく、自動車総連全体で力を合わせ、前進させる取り組みを行った。

自動車総連の賃金改善分獲得状況は企業別規模では300人未満の賃金改善分は、1,393円(1,558円)と平均を5年連続上回る最も高い賃金改善分獲得額となった。

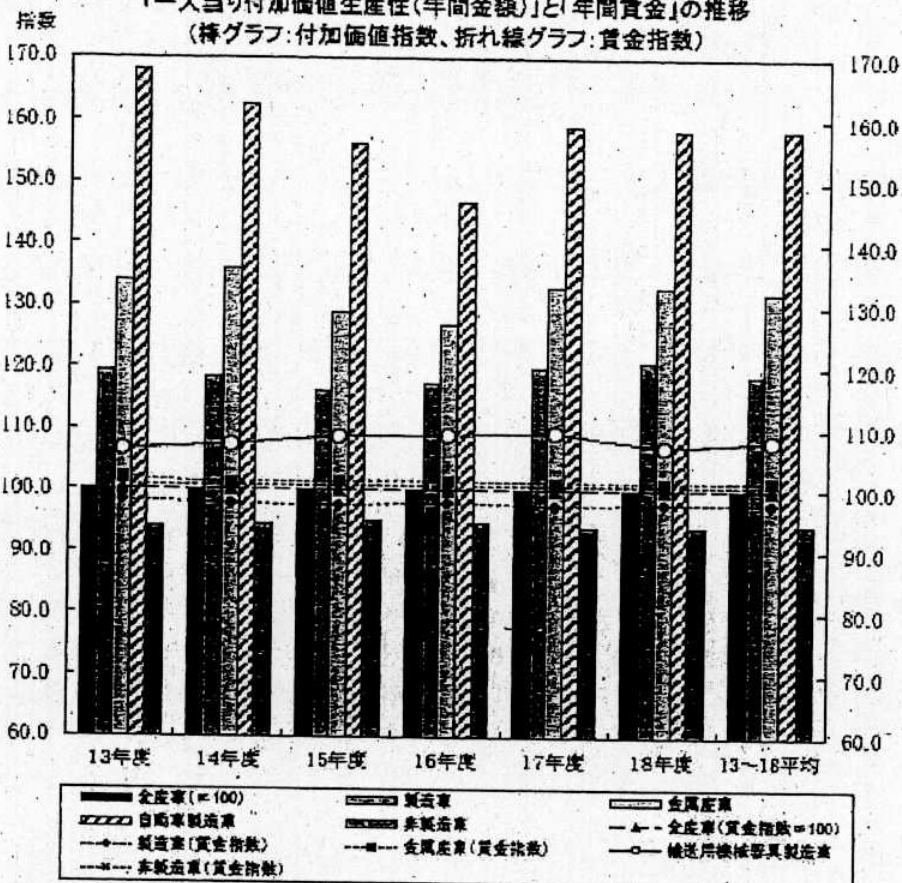
4. 企業内最低賃金についても、自動車総連の平均締結額は162,021円で、昨年の160,779円から1,200円以上引き上げとなり、これを時給に換算(*)すると、996円となる。 * 製造部門の所定労働時間1,952hより算出

5. 特定(産業別)最低賃金は地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。従って、産業にふさわしい水準に引き上げなければならない。

とりわけ、地域別最低賃金が格差是正のもとに有額回答された本年においては、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

「一人当り付加価値生産性(年間金額)」と「年間賃金」の推移
 (棒グラフ:付加価値指数、折れ線グラフ:賃金指数)



資料出所:財務省「法人企業統計」、厚生労働省「毎勤統計」、「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」をもとに自動車総連労働政策局が作成
 <注>「年間賃金指数」は産業計企業規模計を基準として性・学歴・年齢・勤続を同一条件としたパーセントによって算出

令和2年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】輸送用機械器具製造業

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数	協定最低賃金 (時間額)	協定最低賃金 (時間額)	協定最低賃金 (時間額)
使用者(事業場)	労働組合			令和元年度	30年度	29年度
トヨタ自動車九州株式会社	トヨタ自動車九州労働組合	令和2年4月16日	8,224名	¥993	¥993	¥987
ユニプレス九州株式会社	ユニプレス九州労働組合	令和2年4月1日	345名	¥1,021	¥1,020	¥1,014
錦陵工業株式会社	錦陵工業労働組合	令和2年6月1日	186名	¥1,054	¥1,030	¥1,030
松野プレス工業株式会社	松野プレス工業労働組合	令和2年6月25日	96名	¥1,005	¥980	¥980
日産車体九州株式会社	日産車体九州労働組合	令和2年4月16日	1082名	¥978	¥977	¥977
株式会社デンソー九州	デンソー九州労働組合	令和2年6月1日	934名	¥1,017	¥1,017	¥1,011
株式会社フタバ九州	株式会社フタバ九州労働組合	令和2年4月1日	240名	¥971	¥971	¥971
株式会社三福	三福労働組合	令和2年6月8日	203名	¥966	—	—
合計			11,310名	最低:¥966	最低:¥971	最低:¥922 ※参考を参照

※参考:【平成29年度以前における協定最低賃金の内訳】

日産自動車九州株式会社	日産自動車九州労働組合	—	—名	—	—	¥922
			—名	—	—	最低:¥922

令和 2 年
福岡県賃金実態調査結果
(輸送用機械器具製造業)

福岡労働局労働基準部監督課賃金室

目次

1	調査の概要	1
2	日本標準産業分類（輸送用機械器具製造業関係）	2
3	賃金統計用語の解説について	3
4	令和 ² 元年調査結果	
	(1) 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率	4
	(2) 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率	5
	(3) 1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移	6
5	最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表	7
6	最低賃金に関する基礎調査票	8

調査の概要

1 調査目的

本調査は、福岡地方最低賃金審議会における最低賃金の改正及び決定の審議に資するため実施したものである。

2 調査区域

福岡県全域

3 調査対象事業所の産業及び規模

調査の対象は、日本標準産業分類に定める産業のうち、

E31（輸送用機械器具製造業）常用労働者100人未満規模の民営事業所から、一定の方法により抽出した事業所とした。

ただし、E3191（自転車・同部分品製造業）、E313（船舶製造・修理業、船舶用機関製造業）を除く。

4 調査対象期間及び労働者

令和2年6月分の賃金及び労働時間等について調査対象事業所に所属する全労働者について実施した。

ただし、30人以上の規模の事業所については全労働者の1/2を調査対象労働者とした。

5 調査方法及び各調査票の集計方法

調査は、通信調査により実施し、回収した「最低賃金に関する基礎調査票」により55事業所についてデータベースソフトを用いて集計を行った。

但し、一部の事業所を調査対象としたものであるため、集計に際しては、規模別に母集団データを与え、労働者数の復元を行っている。

6 集計項目

就業形態別・規模別及び1時間当たり所定内賃金額階級別の労働者数

7 規模別・事業所数及び労働者数

規模計		1～9人規模		10～29人規模		30～99人規模	
事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数	事業所数	労働者数
217	3,411	101	168	50	614	66	2,629

※ 表中の事業所数は「平成28年経済センサス」に基づく母集団数である。

※ 表中の数値は小数点以下を四捨五入しているため、個々の数値の合計は合計欄の数値と一致しない場合がある。

日本標準産業分類
(輸送用機械器具製造業関係)

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

3112 自動車車体・附属車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

3113 自動車部分品附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

312 鉄道車両・同部分品製造業

3121 鉄道車両製造業

主として鉄道事業の用に供する機関車、電車、気動車、客車及び貨車並びに特殊鉄道の用に供する車両の製造、修理又は改造を行う事業所をいう。

3122 鉄道車両用部分品製造業

主として鉄道車両用の部分品を製造する事業所をいう。

314 航空機・同附属品製造業

3141 航空機製造業

主として飛行機、滑空機、飛行船及び気球のような航空機の製造若しくは組立てを行う事業所をいう。

3142 航空機用原動機製造業

主として航空原動機及びその部分品を製造するが、完成航空機の製造若しくは組立てを

行わない事業所をいう。

3149 その他の航空機部分品・補助装置製造業

主として他に分類されない航空機部分品及び補助装置を製造するが、完成航空機の組立てを行わない事業所をいう。

315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

3151 フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

主としてフォークリフトトラック及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

3159 その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

主として他に分類されない構内を走行する運搬車両及び同部分品、附属品を製造する事業所をいう。

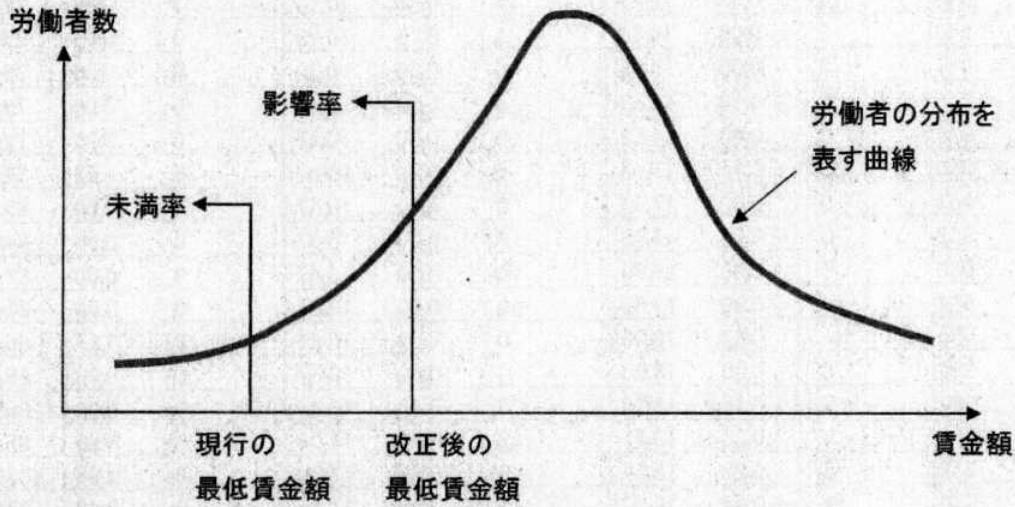
319 その他の輸送用機械器具製造業

3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物(荷牛馬車、馬車、そり、小形そり)及びその部分品、人力車、リヤカーのような他に分類されない輸送車両及び部分品を製造する事業所をいう。

賃金統計用語の解説について

○ 未満率及び影響率のイメージ図



○ 第1・20分位数

集計対象のデータ(数値)を小さい順に並べた時、初めから数えて全体の20分の1(=5%)の順位(位置)にある数値

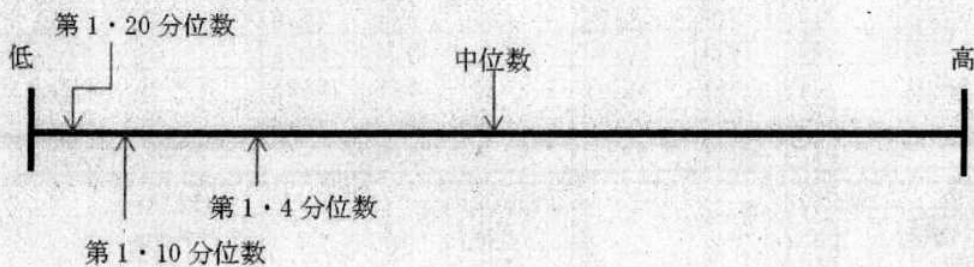
○ 第1・10分位数、第1・4分位数

上記同様、それぞれ全体の10分の1(=10%)の順位(位置)、4分の1(=25%)の順位(位置)にある数値

○ 中位数

※平均値とは異なる

同様に、2分の1(=50%)の順位(位置)にある数値



すべての対象データを小さい順(低い方から高い方)に横に並べたイメージ図

令和2年 就業形態別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	全労働者			一般労働者			パート		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 840	3	0.09	0.09	0	0.00	0.00	3	0.89	0.89
841 ～ 943	485	14.22	14.31	257	8.36	8.36	229	68.15	69.05
944 ～ 944	49	1.44	15.74	41	1.33	9.69	7	2.08	71.13
945 ～ 945	18	0.53	16.27	14	0.46	10.15	3	0.89	72.02
946 ～ 946	3	0.09	16.36	4	0.13	10.28	0	0.00	72.02
947 ～ 947	0	0.00	16.36	0	0.00	10.28	0	0.00	72.02
948 ～ 948	6	0.18	16.53	6	0.20	10.47	0	0.00	72.02
949 ～ 949	0	0.00	16.53	0	0.00	10.47	0	0.00	72.02
950 ～ 950	39	1.14	17.68	6	0.20	10.67	33	9.82	81.85
951 ～ 951	0	0.00	17.68	0	0.00	10.67	0	0.00	81.85
952 ～ 952	0	0.00	17.68	0	0.00	10.67	0	0.00	81.85
953 ～ 953	0	0.00	17.68	0	0.00	10.67	0	0.00	81.85
954 ～ 954	0	0.00	17.68	0	0.00	10.67	0	0.00	81.85
955 ～ 955	11	0.32	18.00	0	0.00	10.67	12	3.57	85.42
956 ～ 956	0	0.00	18.00	0	0.00	10.67	0	0.00	85.42
957 ～ 957	5	0.15	18.15	5	0.16	10.83	0	0.00	85.42
958 ～ 958	9	0.26	18.41	8	0.26	11.09	0	0.00	85.42
959 ～ 959	8	0.23	18.65	0	0.00	11.09	8	2.38	87.80
960 ～ 960	11	0.32	18.97	11	0.36	11.45	0	0.00	87.80
961 ～ 961	0	0.00	18.97	0	0.00	11.45	0	0.00	87.80
962 ～ 962	0	0.00	18.97	0	0.00	11.45	0	0.00	87.80
963 ～ 963	5	0.15	19.11	5	0.16	11.61	0	0.00	87.80
964 ～ 964	4	0.12	19.23	4	0.13	11.74	0	0.00	87.80
965 ～ 965	0	0.00	19.23	0	0.00	11.74	0	0.00	87.80
966 ～ 966	17	0.50	19.73	17	0.55	12.29	0	0.00	87.80
967 ～ 967	8	0.23	19.96	8	0.26	12.55	0	0.00	87.80
968 ～ 968	0	0.00	19.96	0	0.00	12.55	0	0.00	87.80
969 ～ 969	0	0.00	19.96	0	0.00	12.55	0	0.00	87.80
970 ～ 970	0	0.00	19.96	0	0.00	12.55	0	0.00	87.80
971 ～ 971	10	0.29	20.26	10	0.33	12.88	0	0.00	87.80
972 ～ 972	8	0.23	20.49	8	0.26	13.14	0	0.00	87.80
973 ～ 973	0	0.00	20.49	0	0.00	13.14	0	0.00	87.80
974 ～ 974	0	0.00	20.49	0	0.00	13.14	0	0.00	87.80
975 ～ 975	0	0.00	20.49	0	0.00	13.14	0	0.00	87.80
976 ～ 999	56	1.64	22.13	53	1.72	14.86	3	0.89	88.69
1,000 ～ 1,099	259	7.59	29.73	248	8.07	22.93	11	3.27	91.96
1,100 ～ 1,199	405	11.87	41.60	397	12.91	35.84	8	2.38	94.35
1,200 ～ 1,299	325	9.53	51.13	306	9.95	45.79	19	5.65	100.00
1,300 ～ 1,399	344	10.09	61.21	344	11.19	56.98	0	0.00	100.00
1,400 ～ 1,499	273	8.00	69.22	273	8.88	65.85	0	0.00	100.00
1,500 ～	1,050	30.78	100.00	1,050	34.15	100.00	0	0.00	100.00
計	3,411	100.00		3,075	100.00		336	100.00	
月平均賃金額	226,507			238,987			112,149		
時間当たり平均額	1,408			1,462			909		
第1・20分位数	850			900			841		
第1・10分位数	900			945			841		
第1・4分位数	1,036			1,109			845		
中位数	1,290			1,333			880		

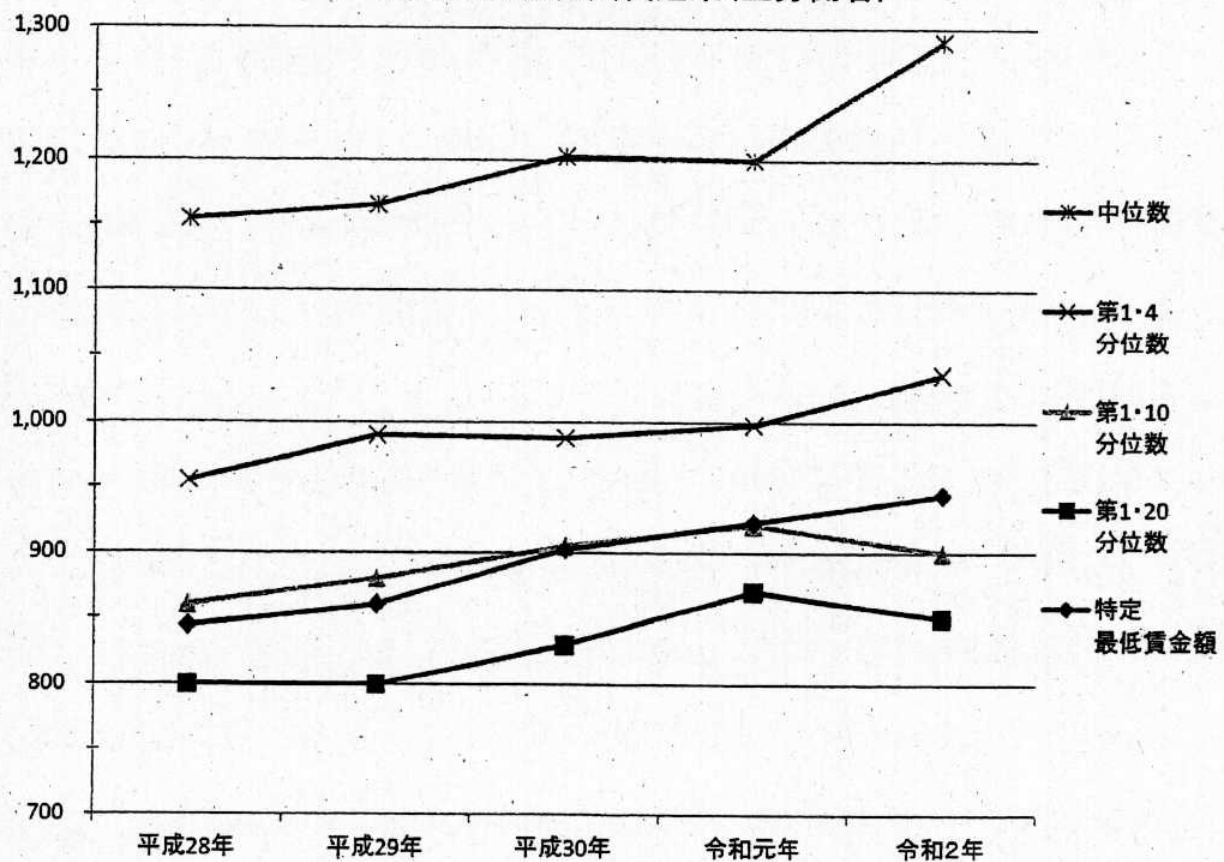
令和2年 規模別・賃金階級別 労働者数・分布率

1時間当たり 所定内賃金額	1～9人			10～29人			30～99人		
	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)	労働者数	分布 (%)	累積 分布 (%)
～ 840	3	1.79	1.79	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
841 ～ 943	0	0.00	1.79	158	25.73	25.73	328	12.48	12.48
944 ～ 944	0		1.79	22	3.58	29.32	26	0.99	13.47
945 ～ 945	0	0.00	1.79	6	0.98	30.29	12	0.46	13.92
946 ～ 946	0	0.00	1.79	0	0.00	30.29	3	0.11	14.04
947 ～ 947	0	0.00	1.79	0	0.00	30.29	0	0.00	14.04
948 ～ 948	0	0.00	1.79	6	0.98	31.27	0	0.00	14.04
949 ～ 949	0	0.00	1.79	0	0.00	31.27	0	0.00	14.04
950 ～ 950	15	8.93	10.71	10	1.63	32.90	14	0.53	14.57
951 ～ 951	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	0	0.00	14.57
952 ～ 952	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	0	0.00	14.57
953 ～ 953	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	0	0.00	14.57
954 ～ 954	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	0	0.00	14.57
955 ～ 955	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	12	0.46	15.02
956 ～ 956	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	0	0.00	15.02
957 ～ 957	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	5	0.19	15.21
958 ～ 958	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	8	0.30	15.52
959 ～ 959	0	0.00	10.71	0	0.00	32.90	8	0.30	15.82
960 ～ 960	0	0.00	10.71	2	0.33	33.22	9	0.34	16.17
961 ～ 961	0	0.00	10.71	0	0.00	33.22	0	0.00	16.17
962 ～ 962	0	0.00	10.71	0	0.00	33.22	0	0.00	16.17
963 ～ 963	5	2.98	13.69	0	0.00	33.22	0	0.00	16.17
964 ～ 964	0	0.00	13.69	4	0.65	33.88	0	0.00	16.17
965 ～ 965	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	16.17
966 ～ 966	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	17	0.65	16.81
967 ～ 967	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	8	0.30	17.12
968 ～ 968	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	17.12
969 ～ 969	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	17.12
970 ～ 970	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	17.12
971 ～ 971	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	10	0.38	17.50
972 ～ 972	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	8	0.30	17.80
973 ～ 973	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	17.80
974 ～ 974	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	17.80
975 ～ 975	0	0.00	13.69	0	0.00	33.88	0	0.00	17.80
976 ～ 999	0	0.00	13.69	35	5.70	39.58	21	0.80	18.60
1,000 ～ 1,099	0	0.00	13.69	80	13.03	52.61	178	6.77	25.37
1,100 ～ 1,199	12	7.14	20.83	66	10.75	63.36	328	12.48	37.85
1,200 ～ 1,299	38	22.62	43.45	27	4.40	67.75	260	9.89	47.74
1,300 ～ 1,399	11	6.55	50.00	35	5.70	73.45	298	11.34	59.07
1,400 ～ 1,499	17	10.12	60.12	42	6.84	80.29	214	8.14	67.21
1,500 ～	67	39.88	100.00	121	19.71	100.00	862	32.79	100.00
計	168	100.00		614	100.00		2,629	100.00	
月平均賃金額	215,397			206,250			231,949		
時間当たり平均額	1,398			1,238			1,448		
第1・20分位数	950			845			860		
第1・10分位数	950			850			916		
第1・4分位数	1,200			940			1,093		
中位数	1,401			1,076			1,307		

1時間当たり所定内賃金額の特性値の推移(5年間)

年	特定最低賃金額	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率	影響率
平成28年	844	800	860	955	1,154	7.7%	15.47%
平成29年	860	800	880	990	1,165	9.2%	15.28%
平成30年	902	830	905	988	1,203	8.1%	14.97%
令和元年	923	870	921	998	1,200	10.0%	17.72%
令和2年	944	850	900	1,036	1,290	14.3%	—
前年比増減	21	-20	-21	38	90		

輸送用機械器具製造業(全労働者)



最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名	福岡県輸送用機械器具製造業				
業種					
現行の最低賃金額	時間額			944円	
未満率	14.32%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.11	945	15.7	537
2	2	0.21	946	16.3	555
3	3	0.32	947	16.4	558
4	4	0.42	948	16.4	558
5	5	0.53	949	16.5	564
6	6	0.64	950	16.5	564
7	7	0.74	951	17.7	603
8	8	0.85	952	17.7	603
9	9	0.95	953	17.7	603
10	10	1.06	954	17.7	603
11	11	1.17	955	17.7	603
12	12	1.27	956	18.0	614
13	13	1.38	957	18.0	614
14	14	1.48	958	18.2	619
15	15	1.59	959	18.4	628
16	16	1.69	960	18.6	636
17	17	1.80	961	19.0	647
18	18	1.91	962	19.0	647
19	19	2.01	963	19.0	647
20	20	2.12	964	19.1	652
21	21	2.22	965	19.2	656
22	22	2.33	966	19.2	656
23	23	2.44	967	19.7	673
24	24	2.54	968	20.0	681
25	25	2.65	969	20.0	681
26	26	2.75	970	20.0	681
27	27	2.86	971	20.0	681
28	28	2.97	972	20.3	691
29	29	3.07	973	20.5	699
30	30	3.18	974	20.5	699